

個人情報保護規程

平成 24 年 4 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、本会の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは会員等の個人を特定することができる情報の全てをいう。

(2) 役員

「役員」とは理事、監事とする。

(3) 開示

「開示」とは会員（本人）に対して、本会の所有する本人に関する情報を確認するために、本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面等で示すことをいう。

(4) 情報主体

「情報主体」とは、一定の情報により特定される個人のことをいう。

(適応範囲)

第 3 条 この規程は、本会の役員・会員に対して適用する。

(個人情報保護方針の策定)

第 4 条 会長は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、役員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。方針に含む基本事項は以下の内容とする。

(1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項

(2) 開示、訂正請求等に関する事項

(3) 個人情報への不正アクセス、個人情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に関する事項

(4) 個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守に関する事項

(5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善に関する事項

(個人情報保護方針の周知)

第 5 条 会長は、本会の策定した個人情報保護方針を役員及び開院へ周知させる。

(個人情報保護方針の公開)

第 6 条 個人情報保護方針の一般への公開は、本会の機関紙、ホームページ等による。

(個人情報保護方針の見直し)

第 7 条 会長は個人情報保護方針を必要に応じ適宜見直ししなければならない。

(管理体制)

第8条 会長は個人情報の保護・管理を適切に実施するために、個人情報保護責任者、総括個人情報保護管理者、各部署個人情報取扱責任者及び監査責任者を設置する。それぞれの役割、責任及び権限は以下のとおりとする。

(1) 個人情報保護責任者

個人情報保護責任者は副会長が就任し、本会の個人情報保護に関する責任者として個人情報保護活動に当たる。

(2) 総括個人情報保護管理者

総括個人情報保護管理者は事務局長が就任し、個人情報保護責任者を補佐するとともに、各部・各委員会の個人情報取扱責任者を指揮する。

(3) 各部署個人情報取扱責任者

各部・各委員会における個人情報取扱責任者は各部長・各委員長が就任し、各部・各委員会で定める細則等に従い、個人情報を適切に運用する。

(4) 監査責任者

監査責任者は監事が就任し、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を会長に報告する。

(情報収集の原則)

第9条 個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

(収集方法の制限)

第10条 個人情報の収集は、適法且つ公正な手段で行わなければならない。

(個人情報の利用)

第11条 個人情報の利用にあたり、基本事項を以下に定める。

(1) 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は情報主体が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。但し、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるとき等法令の定める場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することができる。

(2) 目的の範囲外の利用及び提供

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項但し書きによる場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第12条 個人情報の適正管理にあたり、基本事項を以下に定める。

(1) 正確性の確保

個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確且つ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の改ざん、

破壊、漏洩及び個人情報の紛失等) に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

(3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることがないように秘密保持契約の締結等の適切な措置がとられなければならない。

(個人情報に関する情報主体の開示・訂正請求等に関する権利)

第 13 条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に速やかに対応し、当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第 14 条 個人情報保護責任者は、役員に対し、教育資料に基づき継続的且つ定期的に教育・訓練を行う。

(消去・廃棄の手続)

第 15 条 個人情報の消去・廃棄の手続は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要且つ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

(苦情及び相談)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱に関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正且つ迅速な処理に努める。

(規定の変更・見直し)

第 17 条 社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況等を考慮し、本規定等を見直しものとする。尚、この規程は理事会の決議がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。